

①事業名	【61】文化力活用都市（元気文化都市）支援事業	
②主管課及び関係課（課長名）	（主管課）文化庁文化部芸術文化課（課長：竹下 典行）	
③施策目標及び達成目標	施策目標 8-1 芸術文化活動の振興 達成目標 8-1-4 地域の特色ある文化の力（「文化力」）を様々な分野に活用するとともに地域と芸術家・芸術団体の連携による新たな芸術活動を展開することにより、地域における文化芸術活動を活性化させる。	
④事業の概要	<p>本事業は、地域の特色ある文化の力（「文化力」）を反映する全体テーマの下に、教育、福祉、観光、産業振興等の文化以外の分野に「文化力」を活用した総合的な計画を作成し、その下で年間を通じて行う様々な事業を支援し、地域経済・社会を活性化させることを通じて、地域文化の振興を図るものである。</p> <p>本事業は、平成18年度から3カ年のモデル事業として実施するものであり、市区町村において、様々な他の行政分野を横断した組織によって具体的な計画をたて、事業を実施するものであることから、平成18年度には事業の募集、市区町村における組織の設置・計画策定、採択地域の決定までを行い、平成19年度から平成20年度の2カ年にかけて採択された各市区町村において事業を実施する。</p> <p>また、モデル事業の成果を他の自治体に広く波及させるため、平成20年度には、事例集の作成やシンポジウム等による全国への情報発信を行う。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額：5百万円 事業開始年度：平成18年度	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】</p> <p>○「文化力」を文化以外の様々な分野に活用することにより、それぞれの分野の活動が活性化すること。</p> <p>○文化芸術関係者だけでなく、教育、福祉、観光、産業振興等、様々な分野の関係者が連携して事業に取り組むことにより、地域の中での新たなネットワーク作りが進むこと。</p> <p>など、この事業に取り組む市町村の地域社会・経済の活性化が図られるとともに、地域において文化芸術に触れる機会が拡大するという効果が期待できる。</p> <p>○また、「文化力」を他の分野に活用した地域づくりの先進的な事例をシンポジウムや事例集などにより全国に示すことで、他の多くの地域における創意工夫を生かした自立的な取組を促進し、もって我が国全体の文化力の向上、地域社会の活性化につなげたい。</p> <p>目標値：平成20年度に12の地域で取組がなされ、それぞれの取組を参考に全国において同様の取組が実践されている。</p>	<p>⑨達成年度</p> <p>平成20年度</p>
⑩必要性	<p>施策目標 8-1 の目的は、「我が国の芸術文化水準を向上させるとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を確保する」ことであり、本事業が効果をあげることで、それぞれの地域の特色ある文化を、文化以外の様々な分野に活用する事業が展開されることから、総合的かつ一貫した振興が図られると考えられることから、本事業の施策目標達成に対する貢献度は高く、本事業を実施することが妥当と考えられる。</p> <p>また、平成14年12月の文化審議会答申「文化芸術に関する基本的な方針」において、国の講ずる施策として「文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携が図られ、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等および文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める」とされている。また、平成17年2月の文化審議会文化政策部会報告においても、地域文化の振興に当たっての課題の一つとして、「文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか」が挙げられ、「社会全体の活力を高める上で、文化芸術活動の持つ力を他の分野に積極的に活用していくことが有意義である。」とされており、国として支援を行っていくことが必要不可欠である。</p>	

⑪効率性	<p>【事業に投入されるインプット】 本事業の予算規模は、18年度事業計画募集時においては、5百万円、19年度以降の事業実施時には単年度360百万円であり、また、本事業を実施するにあたっては係長相当で150人日の労働時間が想定される。</p> <p>【事業から得られるアウトプット】 本事業の実施により、全国の12の地域において、文化力を基盤とし、地域の創意工夫を生かした教育、福祉、観光、産業振興などの多様な分野での活動が促進されることを通じて、地域において文化芸術に触れる機会が拡大される。また、各地域での取組による成果や効果、事業実施上の課題や工夫などが、先進事例として全国の自治体に紹介され、各地域での自主的な取組への刺激となる。</p>
⑫想定できる代替手段との比較考量	<p>本事業は、地域文化の現状を踏まえ、文化審議会文化政策部会において整理した地域文化の振興にあたっての課題に対応して実施するものである。現在の状況下では、文化の力を他の分野にも活用していく方策については、各地方自治体とも必要性を認識しながら課題を抱えている状況であることから、国としてモデル地域を選定し、文化以外の分野に「文化力」を活用する先進事例を、全国の自治体に示していくことが効率的であると考えられる。</p> <p>以上から、本事業によって効果が効率的に得られるものと判断。</p>
⑬ 有効性 指標・参考指標 効果の把握の仕方 得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	<p>【指標】 「文化力」を活用して実施したプログラム数、参加者数、支援事業終了後に事業を継続している割合。</p> <p>【参考指標】 本事業による先進事例を活用した他の地域における事業活動の活性化の状況</p> <p>本事業における事業実施地域のプログラム数、参加者数、支援事業終了後の事業継続意向、参加者・関係者へのアンケート調査などにより、事業の効果を検証する。 また、各地域の実施主体が、事業実施前に適切な達成目標の設定（事業の波及効果や交流人口の増加目標、集客目標等）するとともに、終了後にその検証を行う。 さらに、他の自治体への波及効果については、平成20年度に実施を計画しているシンポジウムを踏まえ、全国での取組状況の調査等を通じ把握に努める。</p> <p>本事業では、全国12のモデル地区で、地域の創意工夫により、それぞれの特色ある「文化力」を活用した事業を年間を通じて実施することを想定している。 内閣府が平成16年に実施した「観光立国に関する特別世論調査」によれば、海外に発信すべき「日本ブランド」として、「歴史や伝統に基づく文化」を上げた回答割合が6割に上る。また、各地方自治体における文化振興条例の制定の増加や、学校の文化活動への芸術家・団体の派遣希望の増加などから、地域の特色ある「文化」をまちづくりの様々な分野に活用する機運の高まりが見られることを考慮すると、本事業の得ようとする効果は十分達成することが可能であると判断。</p>
⑭公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価]
⑮評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
⑯備考	

文化力活用都市(元気文化都市)支援事業

元気文化都市

